日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行　東京都

目次

22

規則

○東京都公印規程の一部を改正する規則……（総務局総務部文書課）…一
○東京都職員の退職管理の運営等に関する規則の一部を改正する規則……（総務局人事部人事課）…二
○東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……（総務局人事部職員支援課）…三
○東京都職員互助組合に関する条例施行規則の一部を改正する規則……（同）…三
○職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則……（総務局人事部制度企画課）…三
○職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……（同）…三
○警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則……（同）…四
○東京都支庁長委任規則の一部を改正する規則……（総務局行政部振興企画課）…四
○東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則……（財務局経理部総務課）…四
○東京都電子署名規則の一部を改正する規則……（デジタルサービス局戦略部戦略課）…六
○指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者に係る指定等に関する規則の一部を改正する規則……（福祉局高齢者施策推進部介護保険課）…六
○老人福祉法施行細則の一部を改正する規則……（福祉局高齢者施策推進部施設支援課）…七
○東京都児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則……（福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課）…七
○遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則……（産業労働局農林水産部水産課）…七
○公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則……（建設局用地部管理課）…八
○特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則……（東京消防庁企画調整部企画課）…八

訓令

○東京都安全衛生管理者等設置規程の一部改正……（総務局人事部職員支援課）…八
○東京都労働安全衛生保護具措置規程の一部改正……（同）…九
○東京都職員の標準職務遂行能力を定める規程の一部改正……（総務局人事部制度企画課）…九
○職員の給与に関する条例施行規則取扱規程の一部改正……（同）…一一
○東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則取扱規程の一部改正……（同）…一一
○東京都支庁長専決規程の一部改正……（総務局行政部振興企画課）…一一
○東京都デジタルサービス開発・運用規程の一部改正……（デジタルサービス局戦略部デジタル推進課）…一二

規則

東京都公印規程の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事　小池　百合子

◉東京都規則第八十九号

東京都公印規程の一部を改正する規則

東京都公印規程（昭和二十八年東京都規則第百五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一　四の部12の3の項の次に次のように加える。

12の4	同	方一五ミリメートル	東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書用	総務局人権部事業推進担当課長

別表第一　四の部13の項寸法の欄中「同」を「方三〇ミリメートル」に改め、同表六の部21の11の項の次に次のように加える。

21の12	同	方一五ミリメートル	東京都パートナーシップ宣誓制度受理証明書用	総務局人権部事業推進担当課長

別表第一　三十の十一の項の次に次のように加える。

三十の十二	専用東京都島しよ保健所長印	50の18	同	同	島しよ保健所大島出張所、島しよ保健所三宅出張所、島しよ保健所八丈出張所及び島しよ保健所小笠原出張所事務用	上記島しよ保健所各出張所の副所長

別表第二中

「

12の3
利用請求事務
東京都知事
専用

」を

「

12の3
利用請求事務
東京都知事
専用

12の4
パートナーシップ
東京都知事
専用

」に、

「

21の9
削除

」を

「

21の9
削除

」

「

50の17
委託訓練事務
東京都立中央・城北職業能力開発センター所長
再就職促進訓練室専用

」を

「

50の17
委託訓練事務
東京都立中央・城北職業能力開発センター所長
再就職促進訓練室専用

21の12
パートナーシップ
東京都知事代理之印
専用

」に、

「

50の18
東京都島しよ保健所何出張所
東京都島しよ保健所長
専用

」に改める。

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都職員の退職管理の運営等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都規則第九十号

東京都職員の退職管理の運営等に関する規則の一部を改正する規則

東京都職員の退職管理の運営等に関する規則（平成二十八年東京都規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表中「一般財団法人東京都人材支援事業団　一般財団法人東京２０２５世界陸上財団」を「一般財団法人東京都人材支援事業団」に、「公益財団法人東京都スポーツ文化事業団　公益財団法人東京都体育協会」を「公益財団法人東京都スポーツ協会　公益財団法人東京都スポーツ文化事業団」に、「公益財団法人東京都歴史文化財団　公益財団法人東京２０２５世界陸上財団」を「公益財団法人東京都歴史文化財団」に改める。

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都規則第九十一号

東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年東京都規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の三第二号中「、同法第六十六条」を「又は同法第六十六条」に改め、「又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都職員互助組合に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都規則第九十二号

東京都職員互助組合に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都職員互助組合に関する条例施行規則（平成元年東京都規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第五号中「のあっせん及び資金の貸付けに関する事業」を「及び融資のあっせん」に改める。

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都規則第九十三号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第一号中「十七」を「十八」に改める。

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都規則第九十四号

職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤勉手当に関する規則（昭和五十四年東京都規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第三条の四第一項第一号中「一万分の一万百二十」を「一万分の九千九百」に、「一万分の一万三千七百九十九」を「一万分の一万三千四百九十九」に改め、同項第二号中「一万分の二万二千五百」を「一万分の二万二千」に改め、同項第三号中「一万分の二

万三千」を「一万分の二万二千五百」に改め、同項第四号中「一万分の一万四百五十七・五」を「一万分の一万十二・五」に、「一万分の一万七千五百」を「一万分の一万六千五百」に改め、同項第五号中「一万分の一万五百七十五」を「一万分の一万百二十五」に、「一万分の一万六千五百」を「一万分の一万五千五百」に改め、同項第六号中「一万分の五千五百」を「一万分の五千二百八十」に、「一万分の七千四百九十九」を「一万分の七千百九十九」に改め、同項第七号中「一万分の六千七・五」を「一万分の五千七百八十五」に改め、同項第八号中「一万分の五千百十七・五」を「一万分の四千八百九十五」に改め、同項第九号中「一万分の五千百七十五」を「一万分の四千九百五十」に改める。

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都規則第九十五号

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成九年東京都規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表1の部(1)の項イ中「生活安全総務課」を「人身安全対策課」に改め、同項ウ中「生活安全総務課」の下に「、人身安全対策課」を加え、「、少年育成課」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　施行日前に、この規則による改正前の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

3　この規則による改正後の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定は、二暦日にわたる勤務にあっては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

東京都支庁長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都規則第九十六号

東京都支庁長委任規則の一部を改正する規則

東京都支庁長委任規則（昭和四十四年東京都規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二十一号中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十五条」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第十一条」に、「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改め、同項第五十六号(一)中「又はその水平投影面積が二百平方メートルを超えない」を「以下であり、かつ、その水平投影面積が二百平方メートル以下である」に改める。

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都規則第九十七号

東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

東京都契約事務の委任等に関する規則（昭和三十九年東京都規則第百三十号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の見出し中「工事完了届」を「完了届」に改め、同条中「、別記第四号様式の二、別記第四号様式の五、別記第四号様式の六」を削る。

別記第四号様式を次のように改める。

別記第４号様式（第32条関係）

完　了　届

年　月　日

殿

住所

氏名
（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

下記の件について、完了したので届け出ます。

契約番号	
契約件名	
契約金額	
契約確定日	年　月　日
工期、履行期間又は履行期限	
完了年月日	年　月　日
備考	

受付年月日	年　月　日	監督員職氏名	
検査年月日	年　月　日	検査員職氏名	
		契約担当者等職氏名	

備考　1　東京都契約事務規則第51条の規定により検査調書を作成する場合は、「検査年月日」、「検査員職氏名」、「契約担当者等職氏名」の各欄を斜線により抹消すること。

2　本書の様式は、財務局長に協議の上、内容の一部を変更することができる。

（日本産業規格Ａ列４番）

別記第四号様式の二から別記第四号様式の六までを削る。

別記第五号様式を次のように改める。

別記第５号様式（第32条関係）

既済部分検査請求書（第　　回）

年　　月　　日

殿

住所

氏名

（法人の場合は名称及び代表者の氏名）

下記契約の既済部分検査（第　　回）を請求します。

契約番号			
契約件名			
契約金額		既受領額（うち前払金額）	（　　）
契約確定日	年　　月　　日	工期、履行期間又は履行期限	
既済部分の支払を受ける根拠	契約条項第　　条		

備考　本書の様式は、財務局長に協議の上、内容の一部を変更することができる。

（日本産業規格Ａ列４番）

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

東京都電子署名規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都規則第九十八号

東京都電子署名規則の一部を改正する規則

東京都電子署名規則（令和四年東京都規則第二百十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「デジタルサービス局戦略部戦略課長」を「デジタルサービス局デジタル戦略部デジタル手続推進課長」に、「「戦略課長」を「「デジタル手続推進課長」に改め、同条第二項中「戦略課長」を「デジタル手続推進課長」に改める。

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者に係る指定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都規則第九十九号

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者に係る指定等に関する規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス事業者、介護保険施設及び指定介護予防サービス事業者に係る指定等に関する規則（平成十一年東京都規則第百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（届出）」に改め、同条第一項中「申請、申出及び」を削り、同項中第一号から第四号までを削り、同項第五号中「法第七十五条、第八十九条、第九十九条、第百十三条及び第百十五条の五並びに旧法第百十一条の規定による変更の届出及

び事業の廃止、休止又は再開の届出並びに」を削り、「第百五条」の下に「及び第百十四条の八」を加え、同号を同項第一号とし、同項中第六号から第九号までを削り、第十号を第二号とし、第十一号を削り、同条第二項を削る。

第三条第一項中「前条第一項第一号から第三号まで、第七号から第九号まで及び第十一号」を「法第七十条第一項、第八十六条第一項、第九十四条第一項、第百七条第一項及び第百十五条の二第一項の規定による指定又は開設許可、法第七十条の二第一項（法第百十五条の十一において準用する場合を含む。）、第八十六条の二第一項、第九十四条の二第一項及び第百八条の規定による指定又は開設許可の更新、法第七十条の三の規定による指定の変更、法第九十四条第二項及び第百七条第二項の規定による変更の許可、法第九十五条及び第百九条の規定による承認並びに法第九十八条第一項第四号及び第百十二条第一項第四号の事項に係る許可」に、「同項第四号に規定する」を「法第七十一条第一項ただし書、第七十二条第一項ただし書（法第百十五条の十一において準用する場合を含む。）及び第七十二条の二第一項ただし書の規定による別段の」に、「同項第五号、第六号及び第十号」を「法第七十五条、第八十九条、第九十九条、第百十三条及び第百十五条の五の規定による変更の届出及び事業の廃止、休止又は再開の届出並びに前条第一項第一号に規定する届出、法第九十一条の規定による指定の辞退の届出並びに前条第一項第二号」に改め、「若しくは旧法第百十四条第一項」を削り、同条第二項中「、介護医療院又は介護療養型医療施設」を「又は介護医療院」に改める。

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都規則第百号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（平成五年東京都規則第三十号）の一部を次のように改正する。

別記第八号様式、第八号の二様式、第十号様式及び第十号の二様式中「協力病院」を「協力医療機関」に、「同条第2項」を「同条第6項」に改める。

附　則

1　この規則は、令和六年四月一日から施行する。

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の老人福祉法施行細則別記第八号様式、第八号の二様式、第十号様式及び第十号の二様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都規則第百一号

東京都児童福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

東京都児童福祉施設条例施行規則（平成十五年東京都規則第三十号）の一部を次のように改正する。

別表第一備考を削る。

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都規則第百二号

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

遊漁船業の適正化に関する法律施行細則（平成十五年東京都規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第八条」を「第九条」に改める。

第六条中「第十九条第二項」を「第二十一条第二項」に改める。

別記第一号様式中「囲」を削り、「東京都の休日を定める条例」を「東京都の休日に

関する条例」に改める。

別記第二号様式中「印」を削る。

別記第四号様式及び第五号様式中「印」を削り、「第１９条第１項」を「第２１条第１項」に改める。

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都規則第百三号

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規則（昭和四十八年東京都規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「〇・九パーセント」を「一・一パーセント」に改め、同条第二項中「〇・〇五パーセント」を「〇・〇五九パーセント」に改める。

附　則

1　この規則は、令和六年四月一日から施行する。

2　この規則の施行の日前に、この規則による改正前の公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規則第七条の規定により貸付けの利率を決定した移転資金に係る利率については、なお従前の例による。

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和六年三月二十九日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都規則第百四号

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和四十二年東京都規則第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号中「、同法第六十六条」を「又は同法第六十六条」に改め、「又は売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第十七条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附　則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

訓　令

◉東京都訓令第二十六号

庁　中　一　般
支　庁
事　業　所
収用委員会事務局
労働委員会事務局

東京都安全衛生管理者等設置規程（昭和四十九年東京都訓令第四十三号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都知事　小　池　百合子

第一条中「安全衛生推進者」の下に「、化学物質管理者、保護具着用管理責任者」を加える。

第三条第三号中「衛生管理者、安全衛生推進者」の下に「、化学物質管理者、保護具着用管理責任者」を、「未満の部に、」の下に「化学物質管理者、保護具着用管理責任者及び」を加え、同条第四号中「衛生管理者、安全衛生推進者」の下に「、化学物質管理者、保護具着用管理責任者」を、「未満の事務所に、」の下に「化学物質管理者、保

護具着用管理責任者及び」を加える。

第四条、第六条第四項及び第七条第一項中「安全衛生推進者」の下に「、化学物質管理者、保護具着用管理責任者」を加える。

第八条の二中「昭和四十七年労働省令第三十二号」の下に「。以下「省令」という。」を加える。

第八条の三の次に次の二条を加える。

第八条の四　化学物質管理者は、省令第十二条の五に定める職務を行うものとする。

第八条の五　保護具着用管理責任者は、省令第十二条の六に定める職務を行うものとする。

附　則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

◉東京都訓令第二十七号

庁中一般
支庁
事業所
労働委員会事務局
収用委員会事務局

東京都労働安全衛生保護具措置規程（昭和五十五年東京都訓令第四十六号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都知事　小池　百合子

第三条第三項中「及び「事務所総括安全衛生管理者」を「、「事務所総括安全衛生管理者」及び「保護具着用管理責任者」に、「及び第七号」を「、第七号及び同条第二項」に改める。

第六条中「事務所総括安全衛生管理者」の下に「及び当該部又は事務所（以下「部等」という。）の保護具着用管理責任者」を加え、「部又は事務所（以下「部等」という。）」を「部等」に改め、「具体的事項」の下に「（保護具着用管理責任者にあつては、管理者規程第八条の五に定める職務に関するものに限る。）」を加える。

附　則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

◉東京都訓令第二十八号

庁中一般
支庁
事業所
収用委員会事務局
労働委員会事務局

東京都職員の標準職務遂行能力を定める規程（平成二十八年東京都訓令第五十九号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都知事　小池　百合子

別表第一　一の部三の項中「及び業務配分」を「、業務配分及び人材育成」に改め、同表二の部三の項を次のように改める。

三　組織運営力	一　リーダーシップ	職員の挑戦や組織の変革を促しつつ、組織を一体感あるものにまとめ、各職場の執行力を最大限発揮させるよう、職員の能力、経験、状況等をよく把握し、的確な業務配分を行うとともに、適時適切な助言、進行管理等を行っている。
	二　人材育成	職員の能力、経験、キャリア意識等を踏まえ、困難な業務に挑戦させるなど、多様な成長の機会を提供することにより、効果的な人材育成を行っている。
	三　組織及びコミュニケーションの活性化	職場の上司、部下、庁内外の関係者等と円滑かつ活発なコミュニケーションを図っている。また、職員の自主性及び意欲の発揮並びに関係部署との連携を促し、各職場の執行力を最大化させる組織づく

	りを行っている。
四　良好な職場風土の醸成	超過勤務の縮減、休暇取得の促進、ハラスメントの防止、コンプライアンスを徹底した職場管理、多様性の尊重など、職員が安心できて働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

別表第一　三の部三の項を次のように改める。

三　組織運営力	一　リーダーシップ	職員の挑戦や組織の変革を促しつつ、組織を一体感あるものにまとめ、職員の能力を最大限発揮させるよう、個々の能力、経験、状況等をよく把握し、的確な業務配分を行うとともに、適時適切な助言、進行管理等を行っている。
	二　人材育成	職員の能力、経験、キャリア意識等を踏まえ、困難な業務への挑戦、研修及び自己啓発の奨励など、多様な成長の機会を提供することにより、効果的な人材育成を行っている。
	三　組織及びコミュニケーションの活性化	職場の上司、部下、庁内外の関係者等と円滑かつ活発なコミュニケーションを図っている。また、職員の意見やアイデアを積極的に取り入れるなど、職員の自主性及び意欲の発揮並びに関係部署との連携を促し、職員の能力発揮を最大化させる組織づくりを行っている。
	四　良好な職場風土の醸成	個々の職員の状況に応じた働き方を尊重し、超過勤務の縮減及び休暇取得の促進に努めるとともに、ハラスメントの防止、コンプライアンスを徹底した職場管理、多様性の尊重など、職員が安心できて働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

別表第二　一の部三の項中「及び業務配分」を「、業務配分及び人材育成」に改め、同表二の部四の款一の項及び二の項を次のように改める。

一　組織運営	一　部の責任者として、収益力の強化、コストの削減等に向けた取組の推進、突発的な業務への対応等柔軟で効率的な組織運営を行っている。 二　職場の上司、部下、庁内外の関係者等と円滑かつ活発なコミュニケーションを図っている。また、職員の自主性及び意欲の発揮並びに関係部署との密接な連携を促し、各職場の執行力を最大化させる組織づくりを行っている。 三　部の責任者として、スタッフ構成に応じたマネジメントを行いながら、ハラスメントの防止、コンプライアンスを徹底した職場管理、多様性の尊重など、職員が安心できて働きやすい職場づくりに取り組んでいる。
二　リーダーシップ	組織を一体感あるものにまとめ、スタッフの能力、経験等を把握し、その適性を考慮した業務配分を行うとともに、適時適切な助言、進行管理等を行っている。

別表第二　三の部四の款一の項及び二の項を次のように改める。

一　組織運営	一　コストに係る意識の徹底、突発的な業務への対応等柔軟で効率的な組織運営を行っている。 二　職場の上司、部下、庁内外の関係者等と円滑かつ活発なコミュニケーションを図っている。また、職員の自主性及び意欲の発揮並びに関係部署との密接な連携を促し、職員の能力発揮を最大化させる組織づくりを行っている。 三　個々のスタッフの状況に応じた働き方を尊重しながら、ハラスメントの防止、コンプライアンスを徹底した職場管理、多様性の尊重など、職員が安心できて働きやすい職場づくりに取り組んでいる。
二　リーダー	組織を一体感あるものにまとめ、スタ

ーシップ	ッフの能力、経験等を把握し、その適性を考慮した業務配分を行うとともに、適時適切な助言、進行管理等を行っている。

附　則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

◉東京都訓令第二十九号

職員の給与に関する条例施行規則取扱規程（昭和四十年東京都訓令甲第九十九号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都知事　小　池　百合子

第四条中「総務局人事部総務事務センター運営担当課長」を「総務局人事部職員事務課長」に改める。

附　則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

◉東京都訓令第三十号

東京都職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則取扱規程（昭和六十一年東京都訓令第五十八号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都知事　小　池　百合子

第二条中「総務局人事部総務事務センター運営担当課長」を「総務局人事部職員事務課長」に改める。

附　則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

◉東京都訓令第三十一号

東京都支庁長専決規程（昭和四十四年東京都訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都知事　小　池　百合子

第一条第一項第八十一号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同項第八十三号中「漁港漁場整備法施行令」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令」に、「第二十八条第一項第一号」を「第二十九条第一項第一号」に、「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同項第八十四号から第八十八号までの規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同条第二項第十五号中「新型コロナウイルス感染症等への緊急対策に係る小笠原諸島生産物貨物運賃補助金交付要綱」を「原油価格高騰等緊急対策に係る小笠原諸島生産物貨物運賃補助金交付要綱」に改める。

附　則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

◉東京都訓令第三十二号

庁　中　一　般
支　庁
事　業　所
収用委員会事務局
労働委員会事務局

支　庁
事　業　所
収用委員会事務局
労働委員会事務局

東京都デジタルサービス開発・運用規程（令和五年東京都訓令第三十五号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

東京都知事　小　池　百合子

第九条（見出しを含む。）中「情報処理指導主任」を「ＤＸアンバサダー」に改める。

第十条の見出し中「情報処理指導主任」を「ＤＸアンバサダー」に改め、同条中「情報処理指導主任は」を「ＤＸアンバサダーは、局のＤＸ推進主管課と連携し」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「電子情報処理の促進及び改善」を「デジタルサービスの普及啓発」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「電子情報、ソフトウェア、ハードウェア及びネットワーク（以下「情報資産」という。）の適正な管理」を「デジタルサービスの改善」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「前三号」を「前二号」に、「電子情報処理」を「デジタルサービスの推進」に改め、同号を同条第三号とする。

第十四条第四号中「情報資産」を「電子情報、ソフトウェア、ハードウェア及びネットワーク（以下「情報資産」という。）」に改める。

附　則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

発行　東京都新宿区西新宿二丁目八番一号　東京都
電話　〇三（五三二一）一一一一（代）
郵便番号 163-8001
定価　本号　三〇円
一箇月　六、六〇〇円
（郵送料を含む。）
印刷所　勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話　〇三（三八一二）五二〇一（代）
郵便番号 113-0001

リサイクル適性Ⓐ